

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年5月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500374号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600012号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における請求期間のうち、平成5年7月1日から同年8月1日までの期間、平成10年5月1日から同年10月1日までの期間、平成11年7月1日から平成12年10月1日までの期間及び平成15年8月1日から平成16年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年7月、平成10年5月から同年9月までの各月、平成11年7月から平成12年9月までの各月及び平成15年8月から平成16年3月までの各月の標準報酬月額については、別表のとおりとする。

平成5年7月、平成10年5月から同年9月までの各月、平成11年7月から平成12年9月までの各月及び平成15年8月から平成16年3月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年4月1日から平成16年4月1日まで

A社(現在は、B社)における私の請求期間に係る標準報酬月額は、私が所持している給与明細書の金額と一致していないところがある上、B社は平成15年度より前の情報はないとしていることから、調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間について、請求者から提出されたA社における給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく各月の被保険者負担分の厚生年金保険料額と同じ額であることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成5年7月1日から同年8月1日までの期間、平成10年5月1日から同年10月1日までの期間、平成11年7月1日から平成12年10月1日までの期間及び平成15年8月1日から平成16年4月1日までの期間について、前述の給与明細書により、当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成5年7月、平成10年5月から同年9月までの各月、平成11年7月から

平成 12 年 9 月までの各月及び平成 15 年 8 月から平成 16 年 3 月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額から、別表のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成 5 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 10 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 11 年 7 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日までの期間及び平成 15 年 8 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までの期間、平成 5 年 8 月 1 日から平成 10 年 5 月 1 日までの期間、平成 10 年 10 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日までの期間及び平成 12 年 10 月 1 日から平成 15 年 8 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書により、当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから記録の訂正は不要である。

別表【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 5 年 7 月	22 万円	26 万円
平成 10 年 5 月から同年 7 月まで	34 万円	41 万円
平成 10 年 8 月及び同年 9 月	38 万円	
平成 11 年 7 月	38 万円	44 万円
平成 11 年 8 月から平成 12 年 9 月まで	47 万円	50 万円
平成 15 年 8 月	50 万円	56 万円
平成 15 年 9 月から平成 16 年 3 月まで	47 万円	